

山梨県公報

第七百十九号

平成十八年

十二月四日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(二件)……………八五九
 道路の供用開始……………八五九
公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八六〇
 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………八六〇
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止……………八六〇
 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更に届出……………八六一

告 示

山梨県告示第五百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十二月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町大字村山東割字棚尻二三一九番の一地先から 北杜市高根町大字長澤字一の坂九五〇番地	旧	九・六 三三・六	一七五・〇

先まで

新 一〇・〇

三五・〇

一七五・〇

山梨県告示第五百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
笛吹市大字芦川町中芦川字堂所二番の一地先から 笛吹市大字芦川町鷺宿字新倉二七二番の一地先まで	六・〇 二二・四	八・〇 三六・〇	六〇〇・〇	六〇〇・〇

山梨県告示第六百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町大字倉科字久保四一九六番の一地先から 山梨市牧丘町大字倉科字曲田六	一〇二・一	平成十八年十二月十一日

公 告

二七番の一地先まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十八年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

申請のあった年月日 平成十八年十一月八日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 湖芳会

2 代表者の氏名 小林芳秀

3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町勝山四百四十一番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十一月九日から平成十九年一月八日まで

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。
 平成十八年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	辞退年月日
高原病院	南アルプス市 荊沢二五五番 地	一九一六一〇 三四一	介護療養型医療 施設	平成十八年八月 一日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。
 平成十八年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
特別養護老人 ホーム志仁也	大月市初狩町 下初狩四一四 六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	短期入所生活介 護	平成十八年七月 一日
特別養護老人 ホーム志仁也	大月市初狩町 下初狩四一四 六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	介護予防短期入 所生活介護	平成十八年七月 一日
芦川村国民健 康保険診療所	東八代郡芦川 村鷺宿四六六 番地一	一九一〇五二〇 八三一	訪問看護（みな し）	平成十八年七月 三十一日
芦川村国民健 康保険診療所	東八代郡芦川 村鷺宿四六六 番地一	一九一〇五二〇 八三一	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十八年七月 三十一日
芦川村国民健 康保険診療所	東八代郡芦川 村鷺宿四六六 番地一	一九一〇五二〇 八三一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年七月 三十一日
芦川村国民健 康保険診療所	東八代郡芦川 村鷺宿四六六 番地一	一九一〇五二〇 八三一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年七月 三十一日
芦川村国民健 康保険診療所	東八代郡芦川 村鷺宿四六六 番地一	一九一〇五二〇 八三一	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十八年七月 三十一日

芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九一〇五二〇八三二	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	訪問看護(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年七月三十一日
芦川村国民健康保険診療所	東八代郡芦川村鷺宿四六六番地一	一九三〇五二〇六二二	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年七月三十一日
やさしい手南アルプス事業所	南アルプス市百々三〇一一番地六	一九七一一六〇〇二八一	居宅介護支援	平成十八年八月一日
中川歯科医院	笛吹市石和町市部一〇二二番地	一九三一一八〇〇〇六二	訪問看護(みなし)	平成十八年八月二十二日

中川歯科医院	笛吹市石和町市部一〇二二番地	一九三一一八〇〇〇六二	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町市部一〇二二番地	一九三一一八〇〇〇六二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町市部一〇二二番地	一九三一一八〇〇〇六二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年八月二十二日
みどり歯科クリニック	甲府市飯田四丁目一番二号	一九三〇一〇二八八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年八月三十一日
みどり歯科クリニック	甲府市飯田四丁目一番二号	一九三〇一〇二八八二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年八月三十一日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年四月四日まで縦覧に供する。
 平成十八年十二月四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住所
角野幹男	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
角野壽子	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地

角野英樹	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
秋山等	中巨摩郡昭和町西条四千三百三十六番地
久保田由子	中巨摩郡昭和町西条四千五百五十四番地
小林一	中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地
森田幸雄	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳	東京都千代田区二番町八番地八

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店

(二) 所在地 中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所	角野幹男	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
	角野壽子	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
	角野英樹	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
	秋山等	中巨摩郡昭和町西条四千三百三十六番地
	久保田由子	中巨摩郡昭和町西条四千五百五十四番地
	小林一	中巨摩郡昭和町西条四千二百五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	
森田幸雄	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ジェイティビートラベランド 代表取締役 藤本誠	東京都豊島区南池袋二丁目四十三番二十号
秋山秀文	南巨摩郡増穂町小林千七百十三番
株式会社和真 代表取締役 根岸亨	東京都中央区銀座八丁目九番十三号
株式会社ザ・クックハウス 代表取締役 花谷洋二	東京都杉並区西荻北二丁目二十七番二十号
エステール株式会社 代表取締役 丸山朝	東京都新宿区西新宿三丁目二番二号
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号
有限会社美芳 代表取締役 江野了少	中巨摩郡昭和町清水新居千二百二十番一号
株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志	大阪府大阪市東区本町三丁目四番十七号
株式会社志満 代表取締役	都留市上谷三丁目四番十七号

土谷志満子	株式会社ほていや 代表取締役 猪飼忍	愛知県名古屋市長区泉二丁目二 十一番二十五号
株式会社アカシヤ 代表取締役 河野善政	甲府市中央四丁目四番二十六号	
有限会社レディスランドココ 代表取締役 古屋栄司	甲府市朝日四丁目一番一号	
株式会社リオチエーン 代表 取締役 横山卓幸	愛知県名古屋市中区平和一丁目 一番二十号	
株式会社鈴丹 代表取締役 伊佐治博	愛知県名古屋市長区昭通二 五	
野田秀樹	甲府市富士見二丁目九番七号	

3 変更の年月日

平成十八年九月七日

三 届出年月日

平成十八年十一月十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番